

平成二十二年一月二十六日受領
答 弁 第 六 号

内閣衆質一七四第六号

平成二十二年一月二十六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出米軍三沢基地の再編に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出米軍三沢基地の再編に関する質問に対する答弁書

一について

普天間飛行場の移設問題については、現在、内閣官房長官を長とする沖縄基地問題検討委員会において検討を行っているところであるが、検討結果について予断を与えるおそれがあること等から、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

二及び三について

仮定の御質問にお答えすることは差し控えたい。

四及び五について

アジア太平洋地域においては、冷戦終結後も依然として不安定で不確実な状況が存在している。我が国は、自らの防衛力のみでは、自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十五年条約第六号）を引き続き堅持し、その抑止力の下で我が国の安全を確保することが必要であると考えている。

青森においては、自衛隊が我が国を防衛する任務に当たるとともに、三沢飛行場に所在する部隊を含め、

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づきアメリカ合衆国軍隊が駐留し、その抑止力を通じて我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していると認識している。